

入園後について

質問	回答
<p>保育園に通っている子どもがいます。住所、保護者の勤務先、勤務条件、世帯の状況などが変わりましたが、何か手続きは必要ですか。</p>	<p>「認定変更申請書」の提出が必要です。必要書類と合わせて速やかに子ども施設課またはお通りの園に提出してください。</p>
<p>「認定変更申請書」と添付書類の様式は市どこで受け取れますか。</p>	<p>お通りの園に様式がありますので、園にご確認ください。</p>
<p>仕事を辞めてしまいました。保育園はいつまで利用できますか？</p>	<p>仕事を辞めた日の月末日まで利用できます。その後も保育園等を継続して利用する場合は、保育事由が必要です。すぐに求職活動を開始する場合は、手続きを行うことで3か月を上限（市が決定します）に継続して利用することができます。</p> <p>※ 求職活動中の保育必要量は、短時間のみの認定となります。</p>
<p>第2子以降を出産することとなった場合、継続利用できますか？</p>	<p>以下の場合に継続利用が認められます。ただし、育児休業中は、保育短時間認定に切り替わります。</p> <p>○産前産後休業及び育児休業を取得する場合                      手続きをすることで、出産日から起算して産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで継続利用ができます。その後、育児休業を取得する場合、0～2歳児は、育児休業が終了する月又は新しく生まれた子の1歳の誕生日の前日の属する月のいずれか早い月まで（※）、3歳児以上は、育児休業が終了する月まで、手続きをすることで継続利用ができます。</p> <p>（※）生まれた子の保育園等の申込みが待機・保留となり、育児休業を延長した場合は、育児休業取得の期間内で、生まれた子が1歳になる年度末まで</p> <p>○出産予定日を基準として、出産前8週、出産後8週の間退職する場合（多胎児は出産前14週）                      出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの間は継続利用ができます。その後、保育事由がない場合は、保育園等は退園となります。</p>
<p>離婚して母（父）子家庭となった場合、保育料は安くなりますか？</p>	<p>母（父）子家庭となり、同居者がいない場合は、母（父）のみの市民税額で保育料を算定します。その結果、保育料が安くなる場合があります。（※ 離婚成立かつ住民票上父（母）と別居となった日の翌月から）</p> <p>ただし、同居者がおり、母（父）の収入が生活保護基準額を下回る場合は、同居親族のうち最も市民税額が高い方を「生計の中心者」として算定しますので、保育料が高くなる場合もあります。</p> <p>なお、「離婚前提の別居」の場合は、離婚調停中等を除き、不在者を含めて算定します。</p>
<p>上の子が在園しています。下の子の育児休業の認定を受けていますが、下の子を入園させて育児休業復帰した場合、何か提出する書類はありますか？</p>	<p>「認定変更申請書（復職日を記載）」の提出が必要です。復職日が決まり次第、速やかにお通りの保育園等または子ども施設課まで提出してください。改めての就労証明書の提出は不要です。（就労条件が変更となる場合を除く）</p>

<p>保育短時間での申請となりますが、保育標準時間でないと、勤務時間や通勤時間の都合で子の送り迎えが間に合いません。どうすればよいですか。</p>	<p>子ども施設課（050-5528-5024）にご相談ください。</p>
<p>入園初日からフルタイムで保育園に預けられますか。</p>	<p>お子さんが保育園等での集団生活に慣れるまでは「慣らし保育」が必要です。「慣らし保育」は入園日から開始されますので、入園当初の一定期間は保育時間が短くなります（目安：0～2歳児7日間、3～5歳児5日間。お子さんによって個人差があります。）。</p> <p>就労内定や育休復帰で申込みされる方については、「慣らし保育」にかかる期間も見越した上で、職場での就労開始日を決める必要があります（入園が決定した場合、1日入園は翌月1日まで、16日入園は翌月16日までの就労開始が必要です。）。</p>
<p>求職活動で保育園に入園しています。仕事は決まりましたが、その後の手続きの流れを教えてください。</p>	<p>就職先の内定後は、「就労証明書」と「認定変更申請書」を併せて提出してください。なお、入園日の翌々月の15日（土日祝日の場合はその前の平日）に子ども施設課必着となります。</p> <p>その後、お子さんの保育認定事由が「求職活動」から「就労」に切り替わり、引き続き通園ができます。</p>